

首里城公園管理水準書

平成31年4月

沖縄県土木建築部
都市計画・モノレール課

首里城公園植栽維持管理水準書

目次

1. 目的	1 P
2. 一般事項	1 P
3. 管理レベル設定及び管理目標	2 P
(1) Aレベル区域	
(2) Bレベル区域	
(3) Cレベル区域	
(4) Dレベル区域	
4. 標準実施頻度	2 P
5. 管理対象範囲及び対象数量	2 P
6. 要求水準	3 P
6-1 樹木管理	3 P
(1) 剪定	
(2) 施肥	
(3) 灌水	
(4) 支柱管理	
(5) 移植	
(6) 枯損木撤去	
6-2 芝生地管理	5 P
(1) 芝刈	
(2) 施肥	
(3) 灌水	
(4) エアレーション及び目土かけ	
(5) 補植	
6-3 草花管理	6 P
(1) 植替・補植	
(2) 施肥	
(3) 灌水	
(4) その他特記	
6-4 雑草管理	6 P
(1) 除草	
(2) 草刈	
(3) その他特記	
6-5 病虫害防除	7 P
6-6 気象災害時の管理	8 P
(1) 台風対策	
(2) 台風通過後の管理	
(3) その他特記	

6-7	催事開催時の管理	9P
	(1) 催事開催前～開催中の管理	
	(2) 催事終了後の管理	
	(3) その他特記	
6-8	植栽巡回点検	9P
	(1) 目的	
	(2) 点検項目	
	(3) その他特記	
7.	提出書類	10P
7-1	提出書類一覧	10P
7-2	植栽管理計画書	10P
7-3	植栽管理月報(植栽)	10P
7-4	植栽点検月報(植栽)	10P
7-5	協議書	10P
7-6	被害報告書	10P

資料

- ①管理レベル一覧表
- ②植栽維持管理数量総括表、及び、内訳表
- ③植栽管理図

県営公園植栽維持管理水準書

1. 目的

公園植栽は、公園敷地及び周辺地域における環境保全機能、防災機能、また安全で快適なアウトドアレクリエーション空間の提供等、都市公園に求められる主要な機能を果たす上で重要な役割を果たしている。植栽維持管理の最も重要な目的は、公園内の植物の生育条件を整え、その健全な生育を維持し、継続させることにより、上記の役割達成に寄与することである。

2. 一般事項

- (1) 公園指定管理者は、原則として、業務指定時と同等あるいはそれ以上の良好な植栽生育状態を維持・継続すること。
- (2) 指定と同時に提出書類等の確認を行い、必要書類を遅延なく提出すること。
- (3) 維持管理作業は、原則として、公園利用に支障を及ぼさないよう行うこと。
- (4) 作業にあたっては必ず植物維持管理の知識を有する者が監督し、対象植物の特性や生育状況、植物生理等に応じ、適切な時期に、適切な技術・手法により実施すること。
- (5) 管理作業中は、危険防止のための作業範囲をバリケード等で囲い、作業中であることを明示すること。常に作業員、公園利用者、近隣住民等への安全を確保し、危険が及ばないように行うこと。必要に応じ保安員を配置すること。
- (6) 作業で発生した健全な伐採枝葉等は、原則としてリサイクル利用すること。
- (7) 樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合には、必ず事前に協議書を提出し、変更内容の可否等を担当課と協議すること。
- (8) 原則として、除草剤は使用してはならない。その他薬剤の使用にあたっては必ず事前に提出し、担当課と協議の上行うこと。
- (9) ハブ防除、人畜に対する害虫駆除等、園内の安全を確保する項目は植栽管理とは別途に検討すること。その際、植栽景観を著しく損なう異状が生じた場合には、担当課と協議して適切に対処すること。
- (10) 担当課より現状把握依頼、及び維持管理に関する指示等があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- (11) その他、担当課と緊密に連携をとり、必要に応じ適切に対応すること。
- (12) 管理内容に変更の必要があるときは担当課と協議の上、変更できるものとする。


資料内容

- ① 管理レベル一覧表は、要求管理頻度を表で明示したもの
- ② 植栽維持管理数量表、及び、内訳書は、管理対象数量を表で明示したもの
- ③ 植栽管理図は、管理レベル区域を図示したもの

3. 管理レベル設定及び管理目標

公園内の植栽地は立地条件等により下記の4つの植栽管理レベルに区分されている。各レベルの特性、及びその区域に求められる管理目標は下記の通りである。

管理要求水準

- 
- (1) Aレベル区域
- ・主要観光施設周辺や各種競技場等、特に重点的な植栽美観の維持を求められる箇所。
 - ・植栽は常に良好であることが生育目標として求められる。
 - ・常に巡回点検し、生育状態等（特に開花、結実等）に留意する。
 - ・美観を損ねる要素は常に除去するよう努める。
- (2) Bレベル区域
- ・公園利用者が立ち入れる箇所、花見スポット、花壇等の緑化施設。
 - ・植栽は概して良好であることが生育目標として求められる。
 - ・常に巡回点検し、生育状態等（特に開花、結実等）に留意する。
- (3) Cレベル区域
- ・園路・施設周辺の裸地、法面等、公園利用者は立ち入らないが、目に触れやすい箇所。及び、林間遊歩道周辺、蝶園、自然観察区域等、積極的な手入れが好ましくない箇所。
 - ・植栽は枯れない程度であることが生育目標として求められる。
 - ・随時巡回点検し、生育状態等に留意する。
- (4) Dレベル区域
- ・公園利用者が立ち入れない自然樹林地。原則として植栽した植物は無い緑地。
 - ・周縁を随時巡回点検し、公園利用者及び公園内植栽の安全等に影響する事由（危険枝や越境枝、病虫害、及び自然災害発生等）に留意する。

4. 標準実施頻度

各レベル区域別管理実施の目安、管理作業の年間標準頻度等は別添の下表内容に準ずる。

- 1、日常管理一覧表—樹木： 高木、中低木、花木・果樹、ヤシ・特殊類に適用
- 2、日常管理一覧表—草花： 花壇等、草花植栽地に適用
- 3、日常管理一覧表—芝生・雑草： 芝生地、裸地等、雑草繁茂地に適用

5. 管理対象範囲及び対象数量

各公園における管理対象数量については②植栽維持管理数量総括表及び内訳表参照。各公園における管理レベル区域の該当範囲等については、③植栽管理図面参照。

6. 要求水準

6-1 樹木管理

(1) 剪定

- 枯枝・通風障害枝・危険枝・越境枝等の除去を主な目的として実施する。

ア. 高木剪定

- 原則として自然樹形を維持する。
- 樹形、樹幹のバランスを考慮しつつ、最も適切な時期、手法により行う。
- 剪定後は必要に応じ切口の殺菌・防水処理を行う。
- 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないこと。
- 台風シーズン前は樹冠状態を点検し、幹折・枝折防止のための枝透かし剪定等を行う。

イ. 中低木剪定

- 生垣や玉物、寄植は、仕立樹形を維持し、樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。
- その他、高木剪定に準ずる。

ウ. 花木・果樹剪定

- 花木・果樹の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意すること。時期を間違えると開花・結実が見られなくなるので十分注意する。
- その他、高木剪定に準ずる。

エ. ヤシ・特殊類について

- ヤシ・特殊類（タコノキ類、ソテツ等）の特性に応じ、枯葉を適宜除去する。
- 原則として自然樹形を維持する。
- タコノキ類等で、やむを得ず枝を落とす場合は、樹形、樹幹のバランスを考慮しつつ、最も適切な時期、手法により行う。
- その他、高木剪定に準ずる。

(2) 施肥

- 着花・着果促進、樹勢回復を主な目的として実施する。
- 特に花木・果樹は定期的に施肥を行うこと。原則として落花直後、結実直後に追肥を実施すること。
- その他樹木は、各樹木特性を考慮し、必要に応じ施す。原則として、剪定後に追肥を実施すること。
- 施肥を行う際は、樹種特性や施肥の種類を配慮し、最も効果が期待できる方法で行うこと。
- 溝、縦穴等の掘削に際しては、根に損傷をあたえないよう注意すること。

(3) 灌水

- 健全な樹木生育を維持することを主な目的として実施する。
- 天候、土壌状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行う。
- 特に干害の著しい樹木には、根に十分水がゆきわたるよう、根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり、じっくり浸透させること。

(4) 支柱管理

- 樹木生育に応じた既設支柱機能の維持を主な目的として実施する。
- 高木支柱を中心に、定期的な食い込み状態や結束等の確認を行い、必要に応じて再結束・再設置等を行う。
- 不要となった支柱は、速やかに取り外す。
- 支柱の取り外しは、樹木を損傷しないよう十分に注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、シュロ縄、亜鉛引鉄線等も同様にきれいに取り除く。
- 除去穴等の埋戻し・整地を確実にを行い、公園利用者等に危害が及ばないよう安全管理を十分行うこと。
- 取り外した支柱は、適正に処分すること。

(5) 移植

- 新規工事等に伴い作業の支障となる樹木等の保護を主な目的として実施する。
- 必ず事前に協議書を作成し、移植可否、移植先等について担当課と協議の上行うこと。
- 原則として園内に移植すること。
- 移植木が健全に活着できるよう適切な手法で移植すること。移植木には幹巻きを行い、植付け後の養生を十分行うこと。活着するまで、樹木規格に応じた支柱を設置すること。
- 移植に伴い不要となった旧支柱等は速やかに撤去すること。移植で生じた穴等は埋戻し・整地を確実にを行い、公園利用者等に危害が及ばないよう安全管理を十分行うこと。

(6) 枯損木撤去

- 樹木枯損による倒木等の危険を除去することを主な目的として実施する。
- 必ず事前に協議書(7. 提出書類の項参照)を作成し、撤去可否、処分方法等について担当課と協議の上行うこと。
- 生育不良木等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考えあわせ、真にやむを得ない場合に限り伐採を行うこと。
- 伐採作業にあたっては周辺植栽、施設等を損傷しないよう行う。また周辺が芝生地である場合は芝生を傷めないようシート等で適宜保護すること。撤去作業の支障となる樹木は、原則として移植により対処すること。
- 原則として地上部のみ撤去する。できるだけ地際より処置すること。
- 地下部も除去する場合は、除去穴等の埋戻し・整地を確実にを行い、公園利用者等に危害が及ばないよう安全管理を十分行うこと。
- 病虫害を伴う撤去に際しては 6-5 病虫害防除 の項も参照すること。

6-2 芝生地管理

- 良好な芝生生育の維持、芝生地の美観維持等を主な目的として実施する。

(1) 芝刈

- 芝生地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ除去し、安全に行う。
- 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意する。
- 原則として、管理レベルに応じた目標刈高を守り、刈り残しやムラがないよう均一に刈り込むこと。
- 著しく短く刈り込んだりしないこと。1cm以上残すこと。
- 必要に応じて刈芝を所定の場所へ集積し、リサイクル等適切に対処する。

(2) 施肥

- 施肥を行う際は、芝生に適した種類を、最も効果が期待できる方法で行うこと。
- ムラのないよう、均一に散布する。
- 原則として、降雨直後等で芝面が濡れている時には行わないこと。

(3) 灌水

- 天候、土壌状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行う。
- 芝生全面にゆきわたるよう、均一に散水する。

(4) エアレーション及び目土かけ

- 生育不良が生じ、土壌が硬すぎるとき（山中式硬度計20mm以下等）はエアレーションを行うこと。
- エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
- エアレーション後には目土かけを行うこと。
- その他、適宜ブラッシング、カッティング等行うこと。

(5) 補植

- 生育不良箇所等においては順次補植を行う。
- 生育不良原因等が予測される場合には、その原因を除去した後、補植を行うこと。
- 張芝にあたっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、よく灌水すること。

6-3 草花管理

- 花壇等、草花植栽地における良好な草花生育の維持、美観維持等を主な目的として実施する。

(1) 植替・補植

- 季節に合った花々が茂った状態を保ち、随時植替・補植等を行い、床土が露出しないよう管理すること。
- 使用する花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根のよく発達している、徒長していない整一な形姿のものとする。球根はよく充実し、傷が無く、病虫害に侵されていないものとする。
- 植付後はよく灌水すること。
- 灌水後に傾いたり、根が浮き上がる等、植付が確実でない苗は植え直すこと。

(2) 施肥

- 植替・補植等の植付時に、適宜施肥を行うこと。

(3) 灌水

- 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行う。散水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させること。

(4) その他特記

- 花壇等にある石、空き缶等の障害物は常に除去すること。
- 花がら、枯損株等は適宜除去すること。
- 観光シーズン、催事開催時等に備え、適宜プランター等による移動式の草花植栽を準備しておくこと。

6-4 雑草管理

- 植栽の健全育成維持、公園内の安全・美観維持を主な目的として実施する。

(1) 除草

- 雑草を根ごと除去することを除草と称す。
- 芝生地、草花植栽地は原則として除草を行う。
- 植栽植物を傷めないよう注意して行う。
- 除草後、必要に応じ適宜補植を行う。

(2) 草刈

- 雑草を根際より刈り取ることを草刈と称す。
- 芝生地、草花植栽地以外は原則として草刈を行う。
- 樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意する。
- 均一に刈り払い、ツル性雑草は除去する。刈り残しのないよう注意する。

(3) その他特記

- 原則として、除草剤は使用してはならない。
- 必要に応じ、公園利用者や近隣住民、駐車車両等に作業日時等を周知すること。
- 雑草管理後は清掃する。
- 除去雑草についての種子・根等が拡散しないよう集積し、適切に処分する。

6-5 病虫害防除

- 公園植栽の健全育成維持を主な目的として実施する。
 - 病虫害発生 of 早期発見に努め、極力薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行うこと。
 - 被害が拡大しないよう、迅速に、かつ徹底的に、適切な対処を行うこと。
 - 剪定防除した枝葉、枯損・罹病株等は速やかに適切な方法で処分すること。
 - 根に関わる病虫害防除後等は、必要に応じ土壌消毒を行うこと。
 - 農薬等、薬剤を使用する場合には、必ず事前に薬剤使用計画書を作成し、担当課と内容を協議すること。（7. 提出書類の項参照）
 - 薬剤は、それぞれの病虫害の特性に応じ最も効果的なものを選び、農薬取締法等の関係法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、適切な方法で行うこと。
 - 薬剤散布に際しては、近隣住民や来園者に周知を行うとともに、人畜の安全及び樹木の薬害に注意し、薬剤使用量を最小限に留めるよう努めること。
 - 散布当日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すること。
- ※ハブ、スズメバチ等、人畜に対する害虫駆除については、植栽管理とは別途に検討すること（2. 一般事項の項参照）

6-6 気象災害時の管理

- 気象災害時、特に台風時の公園植栽の対策・保護、被害確認、ダメージ発生時の早期回復促進等を主な目的として実施する。

(1) 台風対策

- 台風シーズン前に行うこと
 - ・高木類（特にガジュマル等）の幹折・枝折防止のため、樹冠状態を点検し、必要に応じ枝抜き剪定等を行う。
- 台風接近が予測された時点行うこと
 - ・全支柱の点検、結束直し。
 - ・Aレベル区域の樹木は、必要に応じ縄・ネットを用いた枝条の巻き込み保護。

(2) 台風通過後の管理

- 台風通過後、直ちに行うこと
 - ・被害状況を確認し、まず高木の倒状、倒斜等を復旧する。特に倒状、傾斜に伴い根が露出した樹木等は根が乾いて死ぬ前に早急に立て直すこと。
 - ・枝折れ等が生じた場合には、振り切れた部分を適切に除去し、切口に殺菌・防水処理を施すこと。
 - ・雨を伴わない台風の場合、Aレベル区域及びBレベル区域においては花木・果樹および草花を中心に灌水を行い、早急に塩分を洗浄する。
- 気象回復後行うこと
 - ・倒状・傾斜より立て直した木には必ず灌水を行う。灌水は活着が確認できるまで行うこと。根に十分水がゆきわたるよう、根元周囲に水鉢をつくり十分浸透させる。活着促進剤として速効性肥料を施す。活着までの間、支柱を設置する。
 - ・必要に応じ、整枝剪定を行う。特に倒状・傾斜より立て直した木には、状況に応じて枝抜き・切返し等の剪定を行い、樹冠部の軽量化を図る。
 - ・花木・果樹および草花を中心に即効性肥料による施肥、灌水を行い、樹勢回復を図る。
 - ・その他高木・中低木は塩分洗浄を兼ねた尿素散布を行い、樹勢回復を図る。

(3) その他特記

- 災害の内容に応じ、担当課と協議して適宜対策を行うこと。
- 天災等により何らかの被害が生じた場合には、被害報告書を作成し、被害状況、対処経過等を記録して担当課に報告及び提出する。（7.提出書類の項参照）
- 被害の結果、樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合、必ず事前に植栽変更協議書を作成し、担当課と内容を協議すること。（7.提出書類の項参照）

6-7 催事開催時の管理

- イベント、大会等、催事開催時における植栽アピール、終了後の状況確認、ダメージ発生時の早期回復促進等を主な目的として実施する。

(1) 催事開催前～開催中の管理

- 催事会場周辺、及び動線となる園路沿いにおいて草花プランターによる装飾を行う。催事主催者と協議し、適切に配置する。
- 芝生等に重大な障害が起こらないよう、必要に応じ保護すること。

(2) 催事終了後の管理

- 芝生や植栽等の状況を確認する。異状があれば直ちに対処する。重大な異状が生じた場合には担当課に通報し、対応を協議する。

(3) その他特記

- 催事の内容に応じ、担当課と協議して適宜対処すること。
- 人災等により何らかの被害が生じた場合には、被害報告書を作成し、被害状況、対処経過等を記録して担当課に報告及び提出する。（7. 提出書類の項参照）
- 被害の結果、樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合、必ず事前に協議書を作成し、担当課と内容を協議すること。（7. 提出書類の項参照）

6-8 植栽巡回点検

(1) 目的

植栽の健全育成、美観維持、公園利用者及び近隣住民等の安全確保等を主な目的とし、定期的な巡回点検を行う。

(2) 点検項目

- 危険箇所の発生－植栽による通行障害の有無、植栽地の損壊、著しい滞水、その他安全上問題となる事態発生
- 生育異状の早期発見－葉の萎れ、変色、枝の変色、変形、枯下り、幹肌の変色、腐朽、損傷等
- 支柱異状－劣化、損傷、結束緩み、食い込み等
- 生理的变化の把握－開花、落花、結実等

(3) その他特記

- 全ての植栽を点検対象とする。
- 巡回点検に際してはあらかじめ巡回計画を立て、実施日ごとの点検目標を定め、計画的、効率的に行う。
- 異状の有無を点検記録簿に記録し、月毎に担当課へ報告する。

7. 提出書類

7-1 提出書類一覧

原則として、下記の書類を作成、提出すること。

1. 植栽管理計画書（指定後速やかに）
2. 植栽管理月報（月毎）
3. 植栽点検月報（月毎）
4. 協議書（随時）
5. 被害報告書（随時）
6. その他、担当課が指示する書類（随時）

7-2 植栽管理計画書

- 業務指定後速やかに植栽管理計画書を作成し、担当課へ提出すること。
- 計画書内容は本水準書の要求水準を満たすこと。またはそれ以上とすること。
- 業務期間中は原則として計画書に沿った管理業務を遂行すること。

7-3 植栽管理月報（植栽）

- 管理作業実施後は植栽管理記録簿を作成し、作業結果を記録する。
- 月毎に植栽管理月報を作成し、月間の管理作業実施記録をまとめる。
- 月毎に定例会を実施し、担当課へ作業報告及び提出する。

7-4 植栽点検月報（植栽）

- 月毎に植栽点検月報を作成し、月間の巡回点検記録をまとめる。
- 月毎に定例会を実施し、担当課へ点検報告及び提出する。

7-5 協議書

- 樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合、必ず事前に植栽変更協議書を作成し、担当課と内容を協議すること。
- 農薬等、薬剤を使用する場合には、必ず事前に薬剤使用計画書を作成し、担当課と内容を協議すること。

7-6 被害報告書

- 天災、人災等により植栽及び植栽地に損壊等の被害が生じた場合、必ずその被害報告書を作成し、被害状況、対処経過等を記録して担当課に報告及び提出する。

資料

① 管理レベル一覧表

日常管理一覧表－樹木

管理レベル区域別管理目標及び管理頻度等は下表の通りである。各項目の具体的な要求内容等は別途水準書に準ずる。

管理レベル		Aレベル区域	Bレベル区域	Cレベル区域	Dレベル区域	
対象箇所		主要観光地や競技場等、特に重点的な美観維持を要する箇所	公園利用者が立ち入れる箇所、花見スポット、緑化施設	公園利用者は立ち入らないが目に触れやすい箇所、自然観察区域等、積極的な手入れが好ましくない箇所。	公園利用者が立ち入れない自然樹林地	
主な対象地例		首里杜館周辺	園路周辺、広場、駐車場、花壇等	園路・施設周辺の裸地、法面等	既存の自然樹林地	
生育目標		常に良好	良好	枯れない程度	枯れない程度	
巡回点検		常に行う (3回/週以上)	定期的に行う (1回/週以上)	随時行う (2回/月以上)	随時行う (1回/月以上)	
管理目標	剪定	高木	原則として自然樹形を維持する。美観を損なう事態には早急に対処する。	原則として自然樹形を維持する。	原則として整形しない。越境枝や危険枝の除去等、保安上必要な処置のみ行う。	
		中低木	常に良好な美観を保ち、必要に応じ樹高・樹幅の刈込を行う。	必要に応じ樹高・樹幅の刈込を行う。		
		花木・果樹	花芽分化時期、着生位置に注意し適切に行う。その他高木に準ずる。			
	施肥	花木・果樹	落花直後、結実直後に追肥を施す。その他、樹勢衰弱時、樹冠異状時等(下記参照)、必要に応じ行う。	極端に花付きが悪くなれば行う。	原則として行わない	
		高木・中低木	樹勢衰弱時、樹冠の異状(葉の変色、枯れ下がり等)を呈した場合等、必要に応じ行う。	極端な樹冠の異状を呈した場合等、必要に応じ行う。	原則として行わない	
	灌水	10日以上無降雨状態が続き、新葉部に萎れが生じた時に行う。特に低木・花木・果樹は注意。	極端な枯下りを呈した場合等、必要に応じ行う。	原則として行わない		
	支柱管理	巡回点検時に既設支柱の結束状態等を点検する。異状を発見したら随時対処する。				
	移植・補植・樹木撤去	美観を保つよう必要に応じて早急に行う。	必要に応じて行う		原則として行わない	
	病虫害防除	巡回時に目視点検を行い、異状が認められたら直ちに対処する。徹底的な防除を行う。薬剤使用時は、必ず担当課と事前協議を行う。				
年間実施頻度	剪定	高木	1回 又は随時	1回 又は随時	随時	随時
		中低木	2回 又は随時	2回 又は随時	随時	随時
		花木・果樹	随時	随時	随時	随時
	施肥	高木・中低木	随時	随時	随時	—
		花木・果樹	1回以上	1回以上	随時	—
	灌水	随時	随時	随時	—	
	支柱管理	随時 (1回/年以上)	随時 (1回/年以上)	随時 (1回/年以上)	随時 (1回/年以上)	
	移植・補植・樹木撤去	随時	随時	随時	—	
病虫害防除	随時 (リュウキュウマツは年1回/年以上)	随時	随時	随時		
その他特記		ハブ防除、人への害虫駆除等、園内の安全を確保する項目は植栽管理とは別途に検討すること。その際、植栽景観を著しく損なう異状が生じた場合は、担当課と協議して適切に対処すること。				

日常管理一覧表－草花

管理レベル区域別管理目標及び管理頻度等は下表の通りである。各項目の具体的な要求内容等は別途水準書に準ずる。

管理レベル	Aレベル区域	Bレベル区域	Cレベル区域	Dレベル区域	
対象箇所	主要観光地や競技場等、特に重点的な美観維持を要する箇所	公園利用者が立ち入れる箇所、花見スポット、緑化施設	公園利用者は立ち入らないが目に触れやすい箇所、自然観察区域等、積極的な手入れが好ましくない箇所。	公園利用者が立ち入れない自然樹林地	
主な対象地例	首里杜館周辺	園路周辺、広場、駐車場、花壇等	園路・施設周辺の裸地、法面等	既存の自然樹林地	
生育目標	常に良好	良好	枯れない程度	枯れない程度	
巡回点検	常に行う	定期的に行う	随時行う	随時行う	
管理目標	開花目標	常に全面において草花が茂り、開花が美しい状態を保つ。	常に草花が茂っている状態を保つ。	床土が目立たない程度に草花が茂っている状態を保つ。	－
	植替・補植	床土が見えたとき、開花が終わったとき速やかに行う。	床土が見えたとき行う。	床土が目立つとき行う。	－
	施肥	植替・補植時に行う。	植替・補植時に行う。	植替・補植時に行う。	－
	灌水	5日以上は無降雨状態が続き、葉の変色・縮れ等が生じた時に行う。			－
	花がら除去	常に行う。	目立ってきたら行う。	必要に応じて行う。	－
	病虫害防除	巡回時に目視点検を行い、異状が認められたら直ちに対処する。徹底的な防除を行う。必要に応じ土壌消毒等を行う。薬剤使用時は、必ず担当課と事前協議を行う。			－
年間実施頻度	花壇植替・施肥	年6回以上	年3回以上	随時	－
	補植	年6回以上	年3回以上	随時	－
	施肥	年6回以上	年3回以上	随時	－
	灌水	随時 (花壇は2回/週以上)	随時 (花壇は2回/週以上)	随時 (花壇は2回/週以上)	－
	花がら除去	随時 (花壇は1回/週以上)	随時 (花壇は1回/週以上)	随時 (花壇は1回/週以上)	－
	病虫害防除	随時	随時	随時	－
その他特記	ハブ防除、人への害虫駆除等、園内の安全を確保する項目は植栽管理とは別途に検討すること。その際、植栽景観を著しく損なう処置を要する場合は、担当課と協議して対処すること。				

日常管理一覧表－芝生・雑草

管理レベル区域別管理目標及び管理頻度等は下表の通りである。各項目の具体的な要求内容等は別途水準書に準ずる。

〈芝生管理〉

※本公園はAレベル区域無し

管理レベル	Aレベル区域	Bレベル区域	Cレベル区域	Dレベル区域	
対象箇所	主要観光地や競技場等、特に重点的な美観維持を要する箇所	公園利用者が立ち入れる箇所、花見スポット、緑化施設	公園利用者は立ち入らないが目に触れやすい箇所、自然観察区域等、積極的な手入れが好ましくない箇所。	公園利用者が立ち入れない自然樹林地	
主な対象地例	首里杜館周辺	園路周辺、広場、駐車場、花壇等	園路・施設周辺の裸地、法面等	既存の自然樹林地	
生育目標	常に良好	良好	枯れない程度	枯れない程度	
巡回点検	常に行う	定期的に行う	随時行う	随時行う	
管理目標	芝刈	常に芝高を3cm～5cmに保つ。競技場内は種目により適切な高さ(1cm～3cm)に保つ。	芝高は5cm程度に整え、高くとも8cm以内に保つ。	芝高は、高くとも10cm以内に保つ。	—
	施肥	定期的に行う	定期的に行う	極端に状態が悪くなれば行う。	—
	灌水	10日以上無降雨状態が続き、葉の変色・縮れ等が生じた時に行う。		葉の変色・縮れ等が目立ってきたときに行う。	—
	エアレーション・目土掛け	生育不良が生じ、土壌が固すぎるとき(山中式硬度計20mm以下等)行う。			—
	補植	床土が見えたら常に行う。	床土が見えたら行う。	必要に応じて行う。	—
	病虫害防除	巡回時に目視点検を行い、異状が認められたら直ちに対処する。徹底的な防除を行う。必要に応じ土壤消毒等を行う。薬剤使用時は、必ず担当課と事前協議を行う。			
年間実施目標	芝刈	24回以上	12回以上	4回以上	—
	施肥	2回以上	2回以上	随時	—
	灌水	随時 (12回/年以上)	随時 (12回/年以上)	随時 (12回/年以上)	—
	エアレーション・目土掛け	随時 (1回/年以上)	随時 (1回/年以上)	随時 (1回/年以上)	—
	補植	随時	随時	随時	—
	病虫害防除	随時	随時	随時	随時
その他特記	ハブ防除、人への害虫駆除等、園内の安全を確保する項目は植栽管理とは別途に検討すること。その際、植栽景観を著しく損なう処置を要する場合は、担当課と協議して対処すること。				

〈雑草管理〉

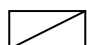
管理ゾーン	A	B	C	D
雑草管理目標	雑草は常に無し。	雑草はできるだけ無し。	雑草は一部繁茂を容認、ただし利用者に接する部分(幅1m)の草丈は10cmを超えないようにすること。	雑草は一部繁茂を容認、ただし利用者に接する部分(幅1m)の草丈は30cmを超えないようにすること。
雑草駆除・草刈 年間実施頻度	24回以上	12回以上	4回以上	随時

資料

- ② 植栽維持管理数量総括表、及び、内訳表

首里城公園植栽維持管理数量総括表

各管理項目の要求水準に対する管理対象数量は下記の通りである。

 =原則として行わないレベル区域

※印数量の考え方については備考参照

管理項目	管理対象	実施頻度	要求水準					単位	備考	
			数量							
			A	B	C	D	計			
樹木管理	剪定	★印高木	1回/年以上	0	38			38	本	A・Bの特に枝の込みやすい高木樹種
		★印中低木	2回/年以上	6	404			410	本	A・Bの特に生長の早い中低木樹種
		その他高木	随時	47	353	306	1	707	本	自然樹形が乱れたとき、ヤシ・特殊類含む
		その他中低木	随時	251	1,786	324	0	2,361	本	自然樹形が乱れたとき
	施肥	◎印高木	1回/年以上	2	27			29	本	A・Bの花木・果樹
		◎印中低木	1回/年以上	41	1,344			1,385	本	〃
		その他高木	随時	45	364	306		715	本	A・B・Cの樹勢衰弱木・樹冠異状木等
		その他中低木	随時	216	846	324		1,386	本	〃
	樹木灌水	高木	随時	47	391	306		744	本	10日以上無降雨時、新葉部萎れ時、ヤシ・特殊類含む
		中低木	随時	257	2,190	324		2,771	本	〃
		支柱管理	1回/年以上	26	211	159	0	396	組	高木支柱の結束点検等
		移植・補植・樹木撤去	随時	※	※	※		1	式	必要に応じ
病虫害防除	リュウキュウマツ	1回/年以上	13	192	54	0	259	本	松くい虫防除	
	その他樹木	随時	※	※	※	※	1	式	全域、病虫害等発生時、被害拡大予想時等	
芝生管理	芝刈	Aレベル区域	24回/年以上	1,823				1,823	m2	原則として芝高3~5cmに保つ
		Bレベル区域	12回/年以上		9,618			9,618	m2	原則として芝高5~8cmに保つ
		Cレベル区域	4回/年以上			5,751		5,751	m2	原則として芝高10cm以内に保つ
	施肥	2回/年以上	1,823	9,618			11,441	m2	A・Bレベル区域	
		随時			5,751		5,751	m2	Cレベル区域、芝色等が悪化したとき	
	芝生灌水	12回/年以上	1,823	9,618	5,751		17,192	m2	10日以上無降雨時、葉の変色・萎れ時等	
	エアレーション・目土かけ	1回/年以上	1,823	9,618	5,751		17,192	m2	生育不良、土壌固結時等	
	芝生補植	随時	※	※	※		1	式	床土が見えたら行う	
病虫害防除	随時	※	※	※	※	1	式	全域、病虫害等発生時、被害拡大予想時等		
草花管理	植替・補植	Aレベル区域花壇	6回/年以上	0				0	m2	2ヶ月に1度以上植え替える
		その他区域花壇	3回/年以上		89	9		98	m2	4ヶ月に1度以上植え替える
		その他草本・花壇	随時	19	561	41		621	株	A・B花壇以外に植栽された草本対象、枯損時等
	施肥	Aレベル区域花壇	6回/年以上	0				0	m2	植替時に行う
		Bレベル区域花壇	3回/年以上		89	9		98	m2	〃
		その他草本・花壇	随時	19	561	41		621	m2	〃
	草花灌水	花壇	2回/週以上	0	89			89	m2	
		その他草本	随時	19	561	41		621	m2	5日以上無降雨時、葉の変色・萎れ時等
	花壇花がら除去	1回/週以上	0	89	9		98	m2		
	病虫害防除	随時	※	※	※	※	1	式	全域、病虫害等発生時、被害拡大予想時等	
雑草管理	雑草駆除・草刈	Aレベル区域	24回/年以上	※				1	式	雑草は常に無し
		Bレベル区域	12回/年以上		※			1	式	雑草は常に無しできるだけ無し
		Cレベル区域	4回/年以上			※		1	式	一部繁茂を容認、ただし園路沿線ただし草丈は10cm以内
		Dレベル区域	随時				※	1	式	一部繁茂を容認、ただし園路沿線等は草丈は30cm以内
気象災害時管理	台風前	高木類・樹冠点検	1回/年以上	47	391	306	0	744	本	全域、ヤシ・特殊類を含む
		全支柱点検	1回/年以上	26	211	159	0	396	組	高木支柱
		その他台風対策	1回/年以上	※	※	※	※	1	式	必要に応じ
	台風後	被害状況調査	台風後	※	※	※	※	1	式	全域、点検対象は植栽植物
		倒伏・傾斜木復旧	台風後	※	※	※	※	1	式	必要に応じ
		◎印高木灌水・施肥	台風後	2	27			29	本	A・Bの花木・果樹
		◎印中低木灌水・施肥	台風後	41	1,344			1,385	本	〃
		草花灌水	台風後	19	649	41		709	m2	花壇含む
	その他復旧作業	台風後	※	※	※	※	1	式	必要に応じ	
催事時管理	開催前・開催中	プランター装飾	催事時	※	※	※	※	1	式	催事場周辺
		芝生等保護	催事時	※	※	※	※	1	式	〃
	終了後	終了後調査	催事時	※	※	※	※	1	式	全域
		被害復旧	催事時	※	※	※	※	1	式	必要に応じ
	プランター撤去等	催事時	※	※	※	※	1	式	〃	
植栽巡回点検	Aレベル区域	3回/週以上	※					1	式	点検対象は植栽植物
	Bレベル区域	1回/週以上		※				1	式	〃
	Cレベル区域	2回/月以上			※			1	式	〃
	Dレベル区域	1回/月以上				※		1	式	〃

類別	種名	数量						備考	
		単位	管理レベル区域				合計		
			A	B	C	D			
高木	★ アカギ	本	-	38	46	-	84		
	★◎ ソウシジュ	本	-	-	1	-	1		
	◎ アコウ	本	1	3	10	-	14		
	◎ サルスベリ	本	-	1	4	-	5		
	◎ サンゴジュ	本	-	3	4	-	7		
	◎ デイゴ	本	-	3	13	-	16		
	◎ ヒカンザクラ(カンヒサクラ)	本	-	15	15	-	30		
	◎ バンジロウ	本	-	-	1	-	1		
	◎ オオハマボウ(ユウナ)	本	1	-	-	-	1		
	◎ ギョボク	本	-	-	2	-	2		
	◎ クロヨナ	本	-	-	2	-	2		
	◎ ソシンカ(ヨウテイボク)	本	-	-	1	-	1		
	◎ マルバチシャノキ	本	-	2	2	-	4		
	アカテツ	本	-	1	-	-	1		
	イスノキ	本	-	2	2	-	4		
	イヌビワ	本	2	1	2	-	5		
	オオバイヌビワ	本	-	1	3	-	4		
	オオバギ	本	-	-	4	-	4		
	ガジュマル	本	6	20	11	-	37		
	キソケイ	本	-	2	-	-	2		
	クワノハエノキ(リュウキュウエノキ)	本	2	-	1	-	3		
	シマグワ	本	1	1	3	-	5		
	シマトネリコ	本	-	5	2	-	7		
	センダン	本	-	2	4	-	6		
	タブノキ	本	-	1	1	-	2		
	チシャノキ	本	-	1	-	-	1		
	ハマイヌビワ	本	-	8	5	-	13		
	フクギ	本	16	43	-	-	59		
	ホルトノキ	本	2	3	20	-	25		
	モチノキ	本	-	-	1	-	1		
	ヤブツバキ	本	-	-	3	-	3		
	ヤブニツケイ	本	-	4	8	-	12		
	ヤマモモ	本	-	-	1	-	1		
	リュウキュウコクタン(クロキ)	本	-	1	10	-	11		
	リュウキュウハリギリ	本	-	1	-	-	1		
	リュウキュウマツ	本	13	192	54	-	259		
		★小計	本	-	38	47	-	85	生長の早い樹種
		◎小計	本	2	27	55	-	84	花木・果樹
		合計	本	44	354	236	-	634	
	ヤシ・ 特種類	アオリユウゼツラン	本	-	34	65	-	99	
クロツグ		本	-	-	-	1	1		
ソテツ		本	2	-	2	-	4		
ビロウ		本	-	2	-	-	2		
ヤエヤマヤシ		本	1	1	3	-	5		
合計		本	3	37	70	1	111		
中低木	★ キバナタイワンレンギョウ	本	-	289	-	-	289		
	★ ゲッキツ	本	-	16	22	-	38		
	★ タイワンレンギョウ	本	-	7	-	-	7		
	★◎ オオゴチョウ	本	-	4	-	-	4		
	★◎ ブッソウゲ	本	6	88	8	-	102	フウリンブッソウゲ含む	
	◎ アセロラ	本	1	-	-	-	1		
	◎ カエンカズラ	本	-	-	23	-	23	つる性	
	◎ クチナシ	本	1	1	16	-	18		
	◎ ケラマツツジ	本	-	-	-	-	0		
	◎ サンダンカ	本	-	75	110	-	185	ミニサンダンカ、ジャワサンダンカ含む	
	◎ シマヤマヒハツ	本	-	782	2	-	784		
	◎ ツツジ	本	-	82	-	-	82	ケラマツツジ含む	
	◎ ニンニクカズラ	本	-	-	4	-	4	つる性	
	◎ ハナチョウジ	本	-	29	-	-	29		
	◎ パンマツリ	本	-	-	-	-	0		
	◎ フヨウ	本	-	-	11	-	11		
	◎ ランタナ	本	33	267	-	-	300		
	◎ リュウキュウハギ	本	-	16	36	-	52		
	オキナワツゲ	本	-	5	-	-	5		
	クロトン	本	215	94	-	-	309		

類別	種名	数量					備考	
		単位	管理レベル区域					合計
			A	B	C	D		
低木	ゴモジュ	本	0	213	0	0	213	
	シャリンバイ	本	0	102	19	0	121	
	デボラデニア	本	0	28	0	0	28	
	ネズミモチ	本	0	15	36	0	51	
	バナナ	本	0	10	30	0	40	
	ハマヒサカキ	本	0	5	0	0	5	
	ハリツルマサキ	本	0	48	0	0	48	
	バルレリア	本	0	11	0	0	11	
	ムラサキシキブ	本	1	2	7	0	10	オオムラサキシキブ含む
	ヤコウボク	本	0	1	0	0	1	
	★小計	本	6	404	30	0	440	生長の早い樹種
	◎小計	本	41	1,344	210	0	1,595	花木・果樹
合計	本	257	2,190	324	0	2,771		
芝	コウライシバ	m2	1,587	1,156	0	0	2,743	
	セントオーガスティングラス	m2	236	6,168	5,557	0	11,961	
	ノシバ	m2	0	2,294	194	0	2,488	
	合計	m2	1,823	9,618	5,751	0	17,192	
草花	花壇	m2	0	88.6	8.6	0	97.2	
	ゲットウ	m2	15.3	54.5	0.0	0.0	69.8	
	ゴクラクチョウカ	m2	0.0	5.6	0.0	0.0	5.6	
	トラノオ	m2	3.6	0.0	0.0	0.0	3.6	
	アメリカハマグルマ(ウエデリア)	m2	0.0	115.5	0.0	0.0	115.5	
	キキョウラン	m2	0.0	65.4	0.0	0.0	65.4	
	ショウキラン	m2	0.0	82.9	0.0	0.0	82.9	
	ヤブラン	m2	0.0	194.9	0.0	47.6	242.5	
	タマシダ	m2	0.0	23.9	0.0	0.0	23.9	
	ツワブキ	m2	0.0	13.6	0.0	0.0	13.6	
	リュウノヒゲ	m2	0.0	4.4	32.3	0.0	36.7	
合計	m2	18.9	649.3	40.9	47.6	756.7		
支柱	二脚鳥居支柱	組	4	67	26	0	97	
	三脚鳥居支柱	組	3	75	26	0	104	
	二脚鳥居組合せ支柱	組	0	14	76	0	90	
	四脚鳥居支柱	組	0	0	0	0	0	
	八つ掛支柱	組	17	16	8	0	41	
	添柱形支柱	組	1	0	0	0	1	
	一本形支柱	組	1	0	0	0	1	フウリンブッソウゲ
	布掛支柱	組	0	10	0	0	10	オオゴチョウ
	十字支柱	組	0	29	23	0	52	
	合計	組	26	211	159	0	396	
	生矩形支柱	m	0	40.2	0	0	40.2	シャリンバイ、クロトン等